

## 指定介護機関になった後の届出事項について

	届出事項	届出の種別
1	介護機関の名称又は所在地に変更があったとき (住居表示、地番整理等による変更含む) ※医療機関の移転の場合は、こちらに該当します。	変更届書
2	医療機関で、規模変更(診療所→病院、病院→診療所)により、健康保険法での再指定を受けるとき	
3	開設者の氏名又は名称、生年月日、住所、職名 ※1:個人の場合は、その氏名、生年月日、住所 ※2:法人の場合は、法人名称の変更、代表者の変更、法人所在地の変更など	
4	管理者の氏名、生年月日、住所	
5	介護保険事業者番号(10桁番号)の変更があったとき (介護保険法上の指定が変更扱いの場合)	
6	介護機関を休止したとき	
7	開設者が変更したとき(介護保険法上も廃止の場合) ※医療機関以外の事業所は、吸収、合併による法人の消滅等の場合 医療機関は、交代、個人→法人、法人→個人 による変更の場合	廃止届書
8	介護機関を廃止したとき	
9	介護機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
10	指定されているサービスの一部を廃止したとき ※該当記載欄に、廃止するサービスの種類も必ず記入してください。	
11	移転により、指定権者(※)が変更となるとき	
12	休止していた介護機関を再開したとき	再開届書
13	生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届書
14	生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30日以上の予告期間が必要です。)	辞退届書

※指定権者は、那覇市は「那覇市長」、それ以外の沖縄県内については「沖縄県知事」となります(以下、同じ。)